

地震災害の避難と自主防災活動

富士市では、市指定避難所として、52か所の学校等を町内ごとに指定しています(P20参照)。しかし、大規模な地震が発生した時、全市民が市指定避難所に行くわけではありません。

- ①避難すべき人(避難対象者)は、危険予想区域内(津波・がけ崩れなど)の方です。危険区域外への退避が最優先になりますので、市指定避難所にこだわる必要は全くありません。その際は、できる限り非常持ち出し品などをもち、原則徒歩で避難します。
- ②町内会(区)の集合場所で安否確認を行い、無事が確認できた人は自主防災活動に当たります。
- ③自宅を失った人等は、町内会(区)ごとまとまって市指定避難所に行き被災後の生活を送りますが、自宅に居住できる人は自宅に戻って生活します。

